

誓 約 書

皇學館大学長 殿

私は、本学における研究活動を遂行するにあたり、本学の定める規程等を遵守し、研究費を公正かつ適正に使用するとともに、研究上の不正行為を行わず、また、加担しないことについて、次のとおり誓約いたします。

1. 「皇學館大学研究倫理規程」及び「皇學館大学での研究活動における不正行為防止等に関する規程」を遵守します。
2. 研究費の執行にあたっては、当該研究資金の配分機関が定める経理規則、「皇學館大学における外部研究資金の不正使用防止等に関する規程」、「皇學館大学外部研究資金取扱規程」、「皇學館大学における公的研究費の使用に関する行動規範」及び「外部研究資金使用ハンドブック」等を遵守し、研究費を適正に使用します。
3. 研究費の執行において、その経費使用に関する判断や使途・適正性に関する説明責任を負うことを理解しています。
4. 内部監査等において、調査協力等の要請があった場合は、その求めに応じ、誠実に協力・対応いたします。
5. 規則等に違反し、不正を行った場合は、本学及び当該研究資金の配分機関等の処分及び法的な責任を負うことを了承します。

記入日：令和 年 月 日

教職員番号：

所 属：

研究者氏名：

(自 署)

【注意】 1) 誓約書の提出がない場合、外部研究費の受給・執行に携わることができなくなります。
2) 裏面の確認事項にチェックし、署名のうえ、研究開発推進センターに提出してください。

【研究活動に係るチェック項目】

- ☐ 皇學館大学研究倫理規程を理解し、責任を持って研究活動を行ってください。
- ☐ 研究活動において、不正行為やその他不適切な行為を行わないよう注意してください。また、他者による不正行為の防止に努めてください。
- ☐ 本学が実施する研究倫理教育を定期的に受講してください。
- ☐ 研究成果の発表後、資料（文書、数値データ、画像など）は原則 10 年間、試料（実験試料、標本）や装置等は原則 5 年間保存し、開示が必要な場合は、提示できるようにしてください。
- ☐ 不正行為や研究費の不正使用について疑いのある場合は、速やかに公益通報窓口に連絡してください。

【研究費の使用に係るチェック項目】

- ☐ 研究費の多くは税金を原資としていることを理解し、適正かつ効率的に使用してください。また、研究内容に関係しない経費には使用しないでください。
- ☐ 研究費の使用にあたり、不明な点や不安な点がある場合は、事前に研究開発推進センターに相談してください。
- ☐ 書類の提出期限を厳守してください。特に、備品の購入、出張、アルバイトの雇用、謝金の申請等、事前に決裁を得る必要があるものについては、ルールをよく理解し、手続きを行ってください。
- ☐ 研究を円滑に進めるため、1 回の発注金額が 10 万円未満の場合、研究者に発注の権限を付与しています。発注の際には、発注先選択の公平性（＝特定の業者に偏らないこと）、発注金額の適正性（＝発注金額が妥当であること）に対する説明責任及び弁償責任（＝研究費の不正使用等による返還）等が発生することを理解してください。
- ☐ 備品（10 万円以上の物品）の購入や謝金・アルバイト代の支払いについては、立替払いができませんので、注意してください。
- ☐ 研究費で購入した物品等は法人が所有するものであることを認識し、必ず研究開発推進センター又は財務部で検収を受けてください。検収後は、所定の場所で目的に応じて適正に使用・管理し、私物化することがないようにしてください。
- ☐ 出張用務やアルバイト等の業務内容等については、経費の使用に関する判断や使途に関する説明責任を負うことを理解してください。
- ☐ 研究費は、その配分機関に特段の定めがない限り、機関で管理すべき経費です。個人で受給・管理せず、必ず研究開発推進センターに報告してください。
- ☐ 研究費の使用に関する説明会やコンプライアンス研修には積極的に参加してください。
- ☐ 内部監査等の際には、誠実に協力、対応してください。